

ケアラー伴走支援体制整備事業普及啓発業務委託仕様書

1 委託業務名

ケアラー伴走支援体制整備事業普及啓発業務

2 業務の目的

令和6年度に山梨県で実施した調査によると、ケアラー（※1）支援が進まない理由として「ケアラーがそもそも相談先を知らない」と回答した割合が47.6%となるなど、ケアラーと支援機関等の円滑な接続が課題として浮き彫りになった。特に介護発生直後は、早期に適切な支援機関やサービスに繋がらなければケアラー本人の負担は増大し、心身ともに疲弊し、仕事や日常生活に悪影響が生じてしまう。

こうした背景から、介護離職ゼロ社会の実現に向け、介護発生直後の介護保険制度に繋がる前段階から、介護保険・ケアプラン作成の専門家であるワークサポートケアマネジャー（※2）が秘書役としてケアラーに寄り添い、それぞれの情報を整理し、必要なサービスの手配や支援機関へつなぐケアラー伴走支援体制整備事業（（仮）ケアラーコンシェルジュサービス）を実施し、今年度8月下旬（予定）に、（一社）山梨県介護支援専門員協会が実施主体となり、相談窓口（24時間365日、電話による相談対応が可能）を設置する。

そのため、本業務では、広く県民に本相談窓口を普及啓発し、支援が必要なケアラーが躊躇なく相談できるよう認知度向上を図ることを目的とする。

（※1）ケアラーとは、こころやからだに不調のある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアに必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人のこと。

（一社）日本ケアラー連盟から定義を引用）

（※2）ワークサポートケアマネジャーとは、家族等の介護を抱えている社員等が、仕事と介護を両立できる社会を目指し、社員等が介護をしながら意欲的に働けるようサポートする専門職として（一社）日本介護支援専門員協会が認定する資格。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託業務概要

県民への周知効果を高めるため、「ターゲットを明確にした周知」、「イベント時などで直接届ける周知」、「マスメディアによる周知」として、次の（1）～（3）による啓発方法を想定している。限られた予算の中で最大限の効果を発揮できるよう、これまでに提案者が携わった同業務での実績や経験などから根拠に基づいた提案を行うこと。また、より効果的な方法が別にある場合には「ケアラー伴走支援体制整備事業普及啓発業務委託企画提案公募実施要領」の「2 業務概要（3）委託料上限額」の範囲内で追加提案すること。

(1) 動画制作及び配信

親の介護に直面する可能性が高くなる働き盛りの 40～50 代の県民を主なターゲットとして設定し、視聴者が介護に直面した際の相談先として認知するための動画を作成し、SNS や Web の広告を活用しながら配信を行う。

(2) 啓発チラシ等の作成

公共施設等での配架や県民向けイベント時に配布するチラシを作成する。また、県民向けイベントなどの際に直接県民に手渡し可能で日常生活の動線上に貼付可能なマグネット広告も合わせて作成する。

(3) 新聞広告

県民に広く本相談窓口を認知してもらうため新聞広告を活用した周知を行う。

5 委託業務

(1) 動画制作及び配信

① 全体的事項

- ・作成する動画に対して、どのような方針で動画を作成するか、配信手段や広告の活用方法について提案すること。
- ・受託者は、動画作成に必要な情報及び素材の収集、取材、撮影、編集等を行うこと。
- ・撮影に必要な取材先との調整等は受託者が行うものとし、必要に応じて、著作権や肖像権等の権利者から承諾を得ること。
- ・使用する映像は、原則として、委託業務にて撮影・作成したものとする。

② 動画の企画・作成

- ・動画は親の介護に直面する可能性が高くなる働き盛りの 40～50 代の県民を主なターゲットとして企画・作成する。作成する本数や動画時間等については提案する広告媒体を踏まえ提案するものとし、山梨県と協議の上、決定する。
- ・作成する動画については、YouTube などターゲットが多く利用する SNS や WEB に掲載可能な形式とし、山梨県で 2 次利用できるよう著作権等の権利が、山梨県に帰属するように作成すること。

③ 配信・広告

- ・作成した動画については、山梨県の SNS アカウント（YouTube などを想定）に投稿すること。
- ・配信媒体、配信時期、配信期間については費用対効果の高いものを選定し、山梨県と協議の上決定する。

④ 納品

- ・YouTube など SNS や WEB で利用可能な形式とすること。
- ・作成した動画データについては、CD 等記録媒体で納品することとし、撮影素材の映像等についても併せて納品すること。

⑤ KPI の設定

- ・費用対効果の評価を行うため、配信を実施するに当たり、事前に目標とする KPI を設定し、配信前に山梨県に説明を行うこと。また、配信後には事前に設定した KPI の達成状況について山梨県に説明を行うこと。

(2) - 1 啓発チラシの作成

①全体的事項

作成したチラシは、県内公共機関等での配架やイベント時での直接配布を想定。(県HP等でも掲載を予定)

②掲載内容

チラシに掲載する内容のイメージは以下のとおり。ただし、あくまでイメージであり、受託者から有効な企画提案があれば、内容を変更する場合がある。

- ・チラシのメインタイトル
- ・相談窓口の基本情報(名称、電話番号、相談可能時間、相談対応者、相談料など)
- ・相談窓口の対応内容(対象者、相談する状況、相談できること、相談するメリット、秘密保持など)
- ・チラシ全体として、「こういう状況の時に電話をかける相談先」と認識させ、安心して電話をかけようと思ってもらえるデザインや表現とすること

③規格・部数・納品期限等

- ・チラシの規格

大きさ：A4・縦版

ページ数：2 ページ(両面を想定)

色：フルカラー

- ・作成部数：5,000 部以上(100 部単位で区分)
- ・校正作業：山梨県が校了と判断するまで行うものとする。
- ・納品期限：令和 8 年 10 月末頃を想定(契約後可能な限り早い時期)
- ・納品場所：(一社) 山梨県介護支援専門員協会及び県が指定する箇所
- ・データ提出方法：CD 等の記録媒体で提出すること。なお、ファイル形式は下記のとおりとす。

原稿データ.....pdf、docx

画像データ.....jpeg、png、ai

チラシデータ.....pdf、ai 等再編集可能なデータ

(2) - 2 マグネット広告の作成

①全体的事項

作成したマグネット広告は、イベント時等での直接配布を想定。

②掲載内容

マグネット広告に掲載する内容のイメージは以下のとおり。ただし、あくまでイメージであり、受託者から有効な企画提案があれば、内容を変更する場合がある。

- ・相談窓口の名称、電話番号、相談可能時間、相談できることを可能な限り大きなフォントで記載
- ・日常生活の動線(キッチンの冷蔵庫など)に貼付した際に、目につきやすいデザインや表現

③規格・部数・納品期限等

- ・マグネット広告の規格
 大きさ：名刺サイズ・横版
 色：フルカラー
- ・作成部数：3,000部以上（100部単位で区分）
- ・校正作業：山梨県が校了と判断するまで行うものとする。
- ・納品期限：令和8年10月末頃を想定（契約後可能な限り早い時期）
- ・納品場所：（一社）山梨県介護支援専門員協会及び県が指定する箇所
- ・データ提出方法：CD等の記録媒体で提出すること。なお、ファイル形式は下記のとおりとす。

原稿データ.....pdf、.docx

画像データ.....jpeg、.png、.ai

マグネット広告データ.....pdf、.ai等再編集可能なデータ

（3）新聞広告

①全体的事項

受託者は相談窓口の周知として費用対効果の高い新聞広告枠の大きさ、掲出回数を提案すること。

②掲載内容

（2）－1で作成するチラシデータを基に、新聞広告枠に応じて掲載情報の取捨選択を行いデザインすること。

③規格・部数・納品期限等

- ・新聞広告の規格
 大きさ・色：受託者の提案内容を踏まえ、山梨県と協議の上決定する。
- ・校正作業：山梨県が校了と判断するまで行うものとする。
- ・掲出回数：受託者の提案内容を踏まえ、山梨県と協議の上決定する。
- ・掲出時期：契約後可能な限り早い時期、11月11日（介護の日）頃、帰省など家族が集まる時期などを想定
- ・掲出紙面：山梨日日新聞を想定
- ・データ提出方法：CD等の記録媒体で提出すること。なお、ファイル形式は下記のとおりとす。

原稿データ.....pdf、.docx

画像データ.....jpeg、.png、.ai

6 事業報告

（1）事業成果の報告等

委託業務が終了したときは、速やかに委託契約業務完了報告書を山梨県に提出すること。

（2）事業成果の帰属等

- ・委託業務により受託者が制作した成果物及び業務中に制作した資料に関し、所有権に加え、意匠権を受ける権利、商標権を受ける権利、著作権等、全ての知的財

産に関する権利は、全て山梨県に帰属するものとする。

- ・委託業務より知り得た秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

7 留意事項

- (1) 委託業務を総括する責任者を置き、山梨県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 委託業務の遂行に際しては、ケアラー伴走支援体制整備事業普及啓発業務委託に係る企画提案公募実施要領に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合があること。
- (3) 受託事業者は、委託業務の履行に当たって契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。
- (4) 委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (5) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

8 その他事項

- (1) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについては、事前に山梨県の承諾を得るものとする。
- (2) 委託業務に必要な資機材は、受託者が用意すること。
- (3) 受託者は、委託業務の目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務執行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の内容について山梨県と協議し変更することができるものとする。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項については、山梨県の指示に従うものとする。
- (5) 委託業務に関して紛争が生じた場合には、受託者の責任において処理するものとする。
- (6) 本事業に係る苦情等に関しては、受託者が責任を持って対応するものとし、併せて速やかに山梨県に報告すること。
- (7) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、山梨県と協議してこれを定めるものとする。